岐阜市福介号外

平成30年1月22日

　　　　　　　訪問介護相当サービス

岐阜市外

事業所管理者　様

通所介護相当サービス

岐阜市福祉部介護保険課長

岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業（みなし指定）の

指定期間満了に係る手続きについて（依頼）

　平素は、本市の介護保険行政に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

　さて、現在、貴事業所におかれまして、岐阜市の被保険者に対し、岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供していただいていることと存じます。

また、これまで、平成27年3月31日以前に介護予防訪問（通所）介護の指定を受けていた事業所は、すべての市町村から総合事業の指定があったものとみなされておりました。（この指定を「みなし指定」と言います）。

しかしながら、総合事業のみなし指定の有効期間はご存じのとおり、**平成30年3月31日が指定期間満了日となっております。**

したがいまして、岐阜市以外に所在する貴事業におかれましては、岐阜市の被保険者（岐阜市の介護保険被保険者証をお持ちの方（住所地特例対象者を除く）。）に総合事業のサービス提供を引き続き行っていただく場合は、改めて岐阜市から総合事業の指定を受ける必要があります。**指定がないと介護給付費の支払いができなくなります。**

つきましては、岐阜市に総合事業の指定を引き続き希望され、申請される場合は、下記の期間に必要書類を添えて、提出していただくよう、よろしくお願いいたします。

記

1　提出期間　　　**平成30年2月1日（木）～平成30年3月1日（木）**

2　提出方法　　　郵送又は窓口まで持参してください。

　　　　　　　　　※**今回混雑が予想されるためできる限り郵送**でお願いします。その際は、封筒に、「総合事業に関する指定書類在中」と記載してください。）

　　あて先

〒500-8701

岐阜市今沢町18番地

岐阜市役所　福祉部介護保険課　支援係　行

3　提出書類

(1)　訪問介護相当サービス

・「添付書類一覧(訪問型サービス（現行相当）)」に記載の書類全て

 (2)　通所介護相当サービス

・「添付書類一覧(通所型サービス（現行相当）)」に記載の書類全て

※提出書類データのホームページ掲載場所

　岐阜市ホームページ＞組織別索引＞介護保険課＞事業者の皆様へ＞新しい介護予防・日常生活支援総合事業について＞介護予防・日常生活支援総合事業　各種様式

4　その他

　・請求時のサービスコードの変更

**総合事業（みなし指定）と総合事業（現行相当）では、介護給付費の請求時のサービスコードが異なります。**具体的には、サービス種類コードが訪問型サービスはA1、通所型サービスはA5で始まる６ケタのコードでこれまで請求いただいていたところ、訪問型サービスはA2、通所型サービスはA6で始まる６ケタのコードを用いて請求いただくことに変わります。**サービスコードを間違うと、介護給付費の支払いができなくなります**ので十分ご注意ください。

|  |
| --- |
| 岐阜市福祉部介護保険課支援係担当：加藤（訪問相当サービス）池田・加納（通所相当サービス）〒500-8701　岐阜市今沢町18番地TEL：058-214-2093(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)FAX：058-267-6015ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kaigo@city.gifu.gifu.jp |